

## 令和5年度税制改正大綱

令和4年12月16日に自由民主党・公明党から令和5年度の税制改正大綱が公表されました。法案成立過程において修正等がありますが大きな方向性がわかると思います。

### 資産課税

#### 加算期間の見直し

相続開始前 **7年以内**（現行3年以内）に被相続人が贈与により取得した財産を相続税の課税価格に加算する。

改正により延長された4年間の贈与については贈与財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算される。

#### 相続時精算課税の見直し

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できる。

特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算される当該特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額は110万円を控除した後の残額とする。

#### \*令和6年1月1日以後の贈与が対象

現行法では暦年贈与課税と相続時精算課税制度の選択において贈与税の基礎控除110万円/年の適用年数によって有利不利があましました。長期的な相続税対策においては暦年贈与課税が有利なため相続時精算課税を利用して早期に資産の移転を促す目的が達成できていなかったことが問題でした。

今回の改正で相続時精算課税制度においても暦年贈与制度と同じように財産の価格から年110万円の控除が認められると贈与税の負担軽減と相続税の負担軽減が図られるので相続時精算課税を利用した贈与が進むものと思われます。

#### 一括贈与制度の期間延長等

教育資金（1,500万円）の一括贈与について贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、残額（未使用金額）について相続税の課税対象になる。

現行法では、贈与者の死亡日において受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学している場合は残額があっても相続税の課税対象にはなりません。5億円以上の資産家に対する課税強化の一環と思われます。

教育資金の一括贈与は3年、結婚、子育て支援資金(1,000万円)の一括贈与は2年延長し、受贈者が一定年齢に達した場合等において一般税率を適用することになる。

利用者が減少している制度でもあり一時は廃止の議論もありましたが、延長される見込みです。

令和5年12月31日で期限が到来する住宅取得資金(1,000万円)の一括贈与については触れられていませんので、今年が最後かもしれません。

## 消費課税

### 適格請求書等保存方式に係る見直し

#### 経過措置

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者(課税事業者)となるときは、納付税額は課税標準額(売上)に対する消費税額の2割とすることになる。

令和5年10月1日前から課税事業者を選択している場合等は免税事業者に対する経過措置の適用はありません。

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者については令和5年10月1日から令和11年9月30日までの課税仕入れについて、支払対価の額が1万円未満であるときは、一定の事項をされた帳簿のみの保存による仕入れ税額控除を認める。

#### 実務上の対応

売上に係る対価の返還等に係る税込金額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。

免税事業者が課税事業者になる場合には、卸売業、小売業等以外の業種にとっては現行の簡易課税よりも有利な経過措置が設けられました。

また実務上、振込手数料等を差引かれて振り込まれた場合等において問題しされた適格返還請求書の交付義務も不要となりそうです。

## 個人所得課税

### NISA の拡充

令和 6 年 1 月より非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）の限度額が増加され期間が恒久化されます。

口 座	特定累積投資勘定 (旧つみたて NISA)	特定非課税管理勘定 (旧一般 NISA)
合計限度額	限度額 1,800 万円	限度額 1,200 万円
購入金額	年 120 万円	年 240 万円
対象商品	公募等投資信託	上場株式及び 一定の公募等投資信託
開設期間	恒久化	

口座開設期間が恒久化することにより含み損のある商品の評価替えの問題がなくなり長期の資産形成を目的として上場株式等の購入を促進することが期待されます。令和 5 年度は証券会社による口座獲得合戦になるでしょう。

### その他

- ・グローバル・ミニマム課税への対応
- ・納付すべき税額が 300 万円超の部分に対する無申告加算税 (30%) の引上げ
- ・5 非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>